

福島県後期高齢者医療広域連合非常勤嘱託員の報酬及び費用弁償等に関する
条例

(平成29年福島県後期高齢者医療広域連合条例第4号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、非常勤の嘱託員（以下「非常勤嘱託員」という。）の報酬、費用弁償その他必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 非常勤嘱託員の報酬は、月額310,000円を超えない範囲内において広域連合長が定める。

(時間外勤務報酬)

第3条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた非常勤嘱託員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務報酬を支給する。

2 時間外勤務報酬の額については、職員（福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第11号）の適用を受ける職員。以下単に「職員」という。）の時間外勤務手当の例による。

(休日勤務報酬)

第4条 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた非常勤嘱託員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務報酬を支給する。

2 休日勤務報酬の額については、職員の休日勤務手当の例による。

(費用弁償)

第5条 非常勤嘱託員が公務のため旅行したときは、その旅行についての費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の費用弁償の額及び支給方法については、職員の旅費の支給の例による。

(通勤費用相当分の費用弁償)

第6条 前条に規定するもののほか、非常勤嘱託員には、通勤費用相当分としての費用を弁償する。

2 前項に規定する費用弁償の額については、職員の通勤手当の例による。

(報酬等の支給方法)

第7条 第2条から第4条までに規定する報酬及び前条に規定する費用弁償については、勤務の翌月15日までのうち、広域連合長が定める日に支給するものとする。

(広域連合長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、非常勤嘱託員の報酬、費用弁償その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。